

議会運営委員会理事会記録

平成23年8月25日(木)

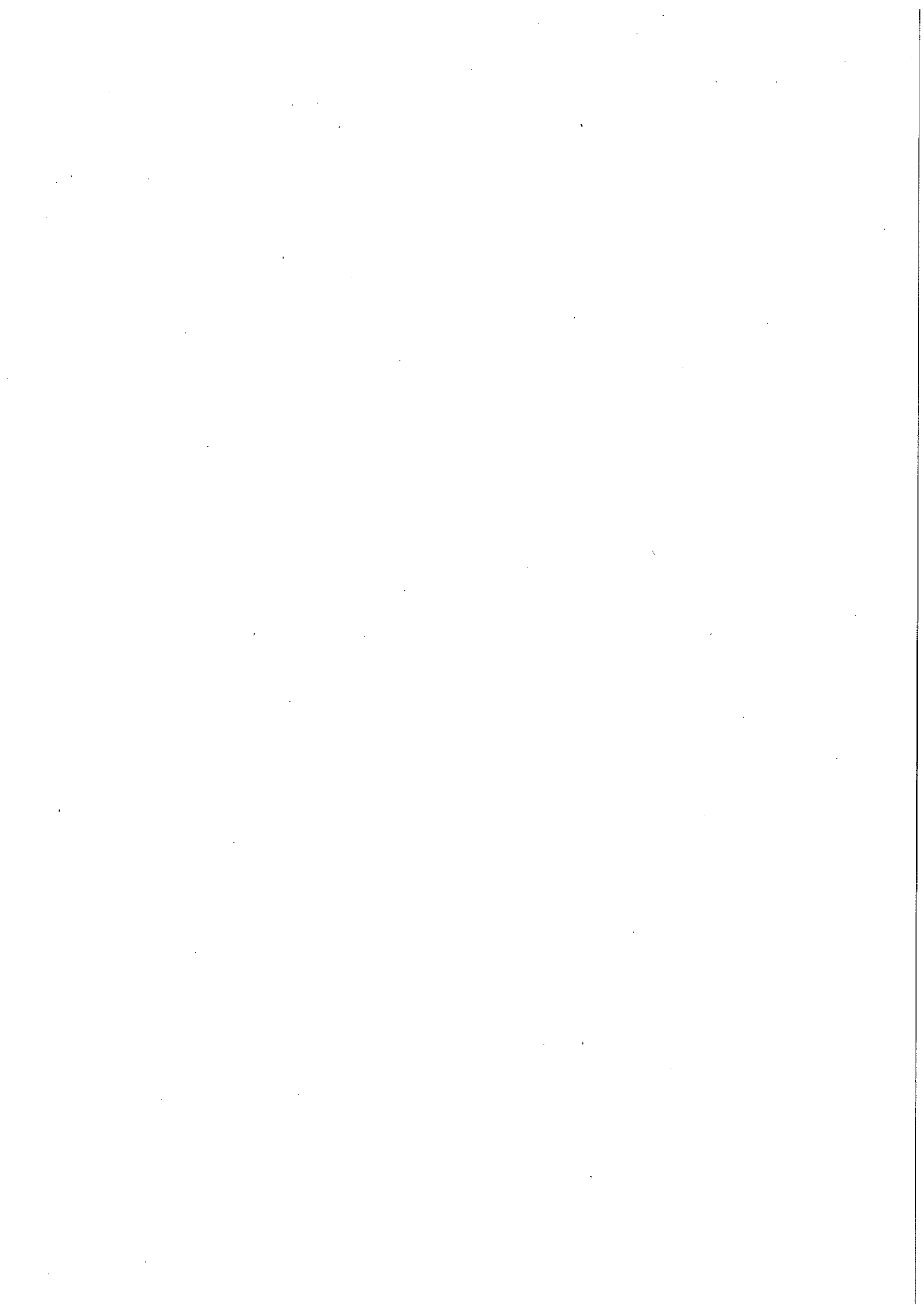
杉並区議会

目 次

会議記録について	3
節電に伴う議場の使用について	3
区議会広報委員会について	6
縦書きから横書きに変更する様式について	9
議会運営に関する新たなルール(案)について	10

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年8月25日(木) 午前8時59分～午前10時26分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平 理事 関 昌央	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局 長 伊藤 重夫 議事係 長 依田 三男 議会広報係 長 井口 隆央 担当書記 上野 和貴	事務局次長 和久井 義久 事務取扱区議事 会事務局参事 庶務係主査 横山 淳二 議会法務係 長 杉原 正朗



(午前 8時59分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《会議記録について》

富本理事 まず、本日は、先日配付した6月24日及び28日分の議運理事会の会議録についてご承認いただきたいと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、ご承認いただいたということで、本日から公開の扱いとする。

残り、きょうは4点あるが、まず第1に、これまで協議したものをある程度方向性を決めていかなければならないので、よろしく願います。

《節電に伴う議場の使用について》

富本理事 まずは、節電に伴う議場の使用についてである。

23区の様子を事務局からそのご説明をお願いします。

議会事務局次長 資料1を見てほしい。23区の区議会の節電対策で、一応22区を調査した。裏面最後に全体のところでまとめているが、何らかの対策を実施するというのが21区議会、練馬と葛飾が特に実施をしないという回答をいただいた。

実施の内容としては、温度設定とか照明の削減、そういったことで実施をする。特に会議時間を変更するとか休憩時間をずらすとか、そういったことを考えている区議会はないという状況。

23区の状況は以上。

富本理事 これを見ると、議場の中の電気を落としたりとか冷房の温度を云々とあるが、時間をずらしたりとか、そういうことを別に考えているところはないということである。

ほかの区の状況も含めながら、この前の話だと、杉並区議会としては、何もしないという選択肢はないという意見が主流であって、ピーク時をずらしたらどうだという話が結構主流だったと思うが、改めて、きょうはある程度方向性は決めたいと思うので、各会派のご意見等々いただきたい。

井口理事 本会議場でも差し支えないと思うが、やはり区民の目を考えたり皆さんの意見を考えると、その辺どうかと。

富本理事 ピーク時は避けるとか。

井口理事 はい。そういうのが大半の意見であった。

島田理事 何らかの節電対策がとればいい。議場でもいいし、委員会室はいろいろ事務

局が大変というのがあるので、全然何もしないというわけにいかないだろうと、このぐらいのスタンスである。

小川理事 何らかの対策で、この間10時から1時という案があった。3時間となると、我々は特別問題ないと思うが、理事者や事務局が、3時間というのはきついのではないか。連続で、用事で立てないという状況をかんがみると、議員は立てるが、職員の方々がちょっときつい。その辺を考慮したほうがいいということ。

山田理事 皆さんと同じだが、本会議場を使用して、できる限りの節電対策をするのがいい。ただ、現実的にどこまでできるかというのはいろいろと調整が必要だと思うので、その調整をしながらということ。

富本理事 基本、本会議場でということか。

山田理事 はい。

小松理事 前回申し上げたのと変わっていない。なるべく委員会室でできれば、でも、皆さんが議場でと言うのであれば、それに反対するものではない。

関理事 前回、事務局からも節電状況について報告があった。ある程度余裕を持って対応できる状況にあるということ、それから、先ほどお配りいただいた他区の状況なんかを見ると、やっぱり本会議場で、何らかの節電対策をしながらやっていっていただきたい。

富本理事 小松理事のほうは委員会室でということだが、ほとんどのほかの会派の方は本会議場でという話で、強いてそこまでお話をするものではないということだったので、基本、本会議場でというようなことになるかと思う。

ただ何らかの節電対策ということで、時間をずらすという話が出ていたが、これに関しては小川理事から、3時間となるといろいろな部分できついのではないかという話があったので、この辺は事務局で何か知恵はあるか。

議会事務局長 これは個人的な見解だが、3時間だときりぎり何とかもつという気はするが、今小川理事から非常にありがたいご発言もあったので、間に15分ぐらいの休憩をとるとか、そういうことはできると思う。それはあくまでも運用の話というふうに思うので、状況を見ながら、適宜休みを挟んでやるということは全然問題はないと思う。

富本理事 ピーク時というのは1時から3時。

議会事務局長 はい。

富本理事 では、1時から3時も、運用の中で、15分とかはしようがない部分もあるのか。その辺は臨機応変にというような形か。

議会事務局長 はい、1時きっかりに切るわけにいかないもので、場合によってはもうちょっと早く終わる場合もあるし、質疑の流れの中では、例えば1時10分とかその辺までず

れ込んでいくということは当然ある。必ずしも1時－3時きっちりとやらなければだめだということではないと思う。

富本理事 逆に言えば、例えば涼しい日だったら2時45分から始めるとか、そういうこともできないことはないということか。

今そういう話もあったので、一応本会議場で行う。それから10時開会で、頑張って1時を目途にやっていくが、休みのとり方は議長にもご差配をいただき臨機応変にやりながら、なるべくピーク時は避けて行って、終了時刻は、一般質問の人数等々の問題もあるが、日程も少しは今回考慮がされているので、その辺は臨機応変に対応するというようなイメージで、あとは議長と事務局でうまく議会の日程を作成もしていただくというような形でよろしいか。――では、そういう形で、仮に本会議場でやるならば、それにプラスしてこういう節電をしたらどうだとか、何かほかに提案があればお伺いするが。

関理事 今報告いただいた以外にどういう節電の方法を考えているか。

議会事務局次長 今も実際に本会議場のシャンデリアは40%強抜いているし、上の水銀灯も3分の1は消灯しているということで、第2回定例会からそのような対策はとってきている。ただ、空調をとめると、本会議場の構造からいって、暑い場所があるので、空調を止めるのはなかなか難しいと思っている。もう少しシャンデリアだとか間引けるものがあるかどうか、再度確認をしたいと思う。もう少し暗くなる可能性はあるが、その辺の可能性を探りながら、支障のない範囲で節電に努めていきたい。

関理事 きのう視察して、あちらでは扇風機を有効活用していた。その辺の暑さ対策も含めて、あんまり暑過ぎても困ると思うので、工夫をしていただきたい。

議会事務局次長 一応空調を入れるので、暑くならないような形でご審議いただけるような形をとりたい。今までも扇風機は入れたことはない。空調を入れていくということで対応したい。

副議長 28度か。

議会事務局次長 28度だが、今までの、戻り温度の28度ではなく、もう少し配慮した形で、区長部局にはお願いしたい。

議会事務局長 室温が28度というのが基本的な考え方。

小川理事 今、関理事が言われたのは、エアコンと扇風機をつけて、冷たい空気を循環してくれないかという意見だと思う。要するに庁内で扇風機があったら、それを議場に持ってきて回してくれということだと思うが。

議会事務局長 基本的には、空調が入っていれば大丈夫かと思うが。

小川理事 エアコンを入れていると、扇風機をつけると風が循環して有効活用できるから、

それをやってもらいたいということ。

副議長 東京電力の話だと、28度設定のときに扇風機と併用すると非常に体感が涼しいというのは出ているので、私もそれは感じている。戻り温度というのがどういうことなのかちょっとわからない。

議会事務局長 では、検討させていただきたい。前向きに検討する。

富本理事 節電をしながら、なるべく快適な形で、前向きな検討ということなので、期待させていただきたい。

それでは本会議場で、基本的には10時からだが、時間はピーク時をうまく外すような議会日程を考えながら行っていくということで決定をさせていただく。

《区議会広報委員会について》

富本理事 それでは次、区議会広報委員会について。

前回までの議論で、基本的には広報委員会を設置する方向でよいのではないかというようなことが主流を占めていた。そういう中で、どういうものなのかということを確認する上で、事務局で設置要綱（案）も並行でつくっておいていただきたいということを私のほうからお願いした。この設置要綱（案）を事務局から説明をお願いする。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。杉並区議会広報委員会設置要綱（案）ということで、7条建てになっている。

設置の目的は、「議会活動を広く区民に周知し、議会に対する区民の理解を深め、より開かれた議会を目指すことを目的として、杉並区議会に広報委員会を設置する。」

所掌事項としては3点、議会の広報紙の編集に関すること、議会のホームページの運用に関すること、その他議会広報に関することとしている。

第3条が組織、第4条が会議、第5条が会議の非公開、あと、庶務、委任ということで規定をしている。

裏面のほうに所掌事項を少し、今どのようなことが想定できるのか、事務局の検討事項の案を付けている。

位置づけとしては、議会だよりの編集、議会ホームページの運用を柱とし、技術的な部分の検討を行うということで、主な検討項目としては、議会だよりの紙面構成について、第6期の改革部会の報告書をベースに各委員からご意見を伺い、発行する号の具体的な紙面構成の検討、イラスト、写真等。あと全般的な事項の検討で、紙面のサイズ、紙質、レイアウト委託等についてもご意見をいただければ。

あと、第6期の報告書の中でも配布方法を、今新聞折り込みだが、その辺についても

検討の余地があるのではないかというご指摘を受けている。

議会ホームページの運用について、ホームページのリニューアルの検討や、きのうも見てきたが、議会中継の検討、ユーストリーム等の活用についても検討素材になるのではないか。

あと、これは理事会でも話しをしているが、開会周知ポスターの女子美作成のラフ案の中からの選定も、この広報委員会の所掌としてよいのでは、ということを考えている。説明は以上。

富本理事 要綱（案）と、もしやるならばこういうことが検討されるということについて、あわせてご説明いただいた。

まず、改めて、広報委員会の設置等について各会派の意見を伺う。

井口理事 今、設置要綱（案）をご説明いただいたが、うちの会派としては、広報委員会を設置することには賛成。いろいろと色校なんかをきちんと、リニューアルとか、区民の方はホームページを見られる方だけではないので、ぜひこれは必要ではないかと思うので、うちの会派としては賛成。

島田理事 特に問題はない。

小川理事 従前から設置してもらいたかったので、大賛成。

山田理事 設置に賛成。

小松理事 結構だと思う。

関理事 私は、先日も申し上げたが、例えば議会報のレイアウトを作成するとき、広報委員の皆さんがやるなら大いに結構だと思うが、専門家を呼んだりしていろいろと任せると、費用負担が生じてくる。そうなるのと何のために広報委員会を設置したのか。私は、費用対効果ということで余り無駄な経費はかけないよということ行政サイドにいつも物を申している立場からすると、その辺だけはくれぐれも気をつけていただきたい。

富本理事 基本は、議員の中できちっと話し合うという目的なので、そういう点は関理事のご指摘もかんがみながら、基本的には、どの会派も、どの理事も設置は了承されたという理解をする。

内容としては、設置要綱（案）ということと、事務局から検討事項についても改めてたたき台が示されている。まず、これについてはいかがか。今ここで了承するのが難しいなら、持ち帰りという形でも結構だが。

あと、これは問題ないと思うが、各交渉会派から1名ずつ、非交渉会派の方から代表者1名という構成。

この2点について、特段意見のある方はいるか。持ち帰らせてほしいとか。いいので

あれば、今これで決定をして、メンバーをとということ。

山田理事 一応持ち帰らせていただけるとありがたい。原田幹事長が強力に進めていることなので、ちょっと話を聞いてから。

小松理事 私も、要綱に関しては問題ないと思うが、検討事項の中に、これだと限定されるとも感じたので、持ち帰りたい。

富本理事 例えば何かあるのか、今の段階で。

小松理事 要綱で示されている所掌事項の中には、「その他議会広報に関すること。」とあるので、「その他」の部分がもっといろいろな可能性があるのではないかと思った。

議会事務局次長 補足で説明させていただく。

この裏面の検討事項（案）については、所掌事項が抽象的なので、事務局で今想定できるものを列挙してみたということで、そこに限定をしていこうということではない。

富本理事 これについては、例えばまた議運の理事会で提案をいただき、改めて広報委員会にお願いする場合もあるし、広報委員会の中で、こういうこともやるべきだという議論があれば、そういうことは積極的にやっていただくというような扱いで、とりあえず今、懸案事項としてこういうことがあるというようなものが出ているというイメージでご判断いただきたい。

山田理事が一度持ち帰りということなので、30日に最終的な決定をするということでご了解いただきたい。

それから、メンバーの構成についてはよろしいか。先ほど言った、各交渉会派1名ずつと非交渉会派の代表1名ということで。――では、これに関しては、またメンバーを出していただく必要があるので、それもあわせてお願いをする。

それと、今話があったこの広報委員会も含めて、会議規則の別表に、今、全協と議運の理事会は記載をしているが、今回要綱設置をすれば広報委員会も対象となるし、あと、代表者会議とか政務調査費の検討委員会とか、区議会にもさまざま会議体があるので、こういうものの位置づけも少しきちっとしておかなければいけないということが生じてくる。補足等々事務局からお願いする。

議会事務局次長 会議規則に規定しているのは、先ほど座長からご指摘のあった2つの会議体だが、代表者会議とかいろいろ会議体がある。そういったものを、どれをどう位置づけるか、まだこれから検討しなくてはいけないとは思いますが、必要があれば、しっかりと会議規則に正式な会議体としての位置づけを事務局としては検討していきたい。

富本理事 今私が例を言ったが、ほかにも今区議会の中で会議体としてどういう会があるのか、ある程度正式なものとして位置づけられているものは。

議会事務局次長 あと、議員全員の研修会だとか、そういったものもあるので、その辺も検討課題にしたいと思っている。

富本理事 例えば年金で一度、教授に来ていただいて実施した。ああいうものとかか。

議会事務局長 あと、自治基本条例の改正のときに、部会報告ということで中間報告と、たしか最後の結論部分の報告を全議員集めて行ったという経過もあるので、そういったものについてもどうするのかということも含めて、調査検討させていただきたい。

富本理事 あれはたしか小川座長がやられたとき、議会の章だけは、議員のことだということで行った。

常任等委員長会というのはどうなのか、会議体としては今一応やっている。あれは議長が招集している。

議会事務局長 あれも基本的には対象とすべき。

富本理事 情報公開委員会はどうか。

そういうことをある程度きちっと位置づけていかなければいけないところもあるので、その辺を皆さんとまた議論をして、会議規則を、いい意味で改めるところは改めて。

議会事務局長 何でこんな話をするかを申し上げると、要するに議員が公務で役所に来るとか、あるいはそういう会議に出席するといった場合について、もし何かあったときには公務災害の対象になる。ただ、その辺の会議体の位置づけを明確にしておかないと、例えば今の広報委員会については要綱で設置されているから、それを根拠としてこれは公務だという主張を仮にしたとしても、共済でそれを認めてもらえなければ、もし何かあった場合については公務災害の対象にならないというようなこともある。そういう意味で、議会内にあるさまざまな会議体についてどういう位置づけにするかということ、この際少し整理をして、きちとした形にしておくということでお話を申し上げている。

富本理事 これについても事務局のほうで、今ある会議体のたたき台というか、事務局から我々に示していただき議論したいと思うので、そういう懸案があるということで、きょうはご理解いただければと思う。また逆に、こういう会議はどうなっているのかということがあれば、事務局にもお話をさせていただきたい。

《縦書きから横書きに変更する様式について》

富本理事 それでは、続いて、議会運営に関するルールについては時間がかかるので後にして、さきに5番の、縦書きから横書きに変更する様式についての説明をお願いします。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。「縦書きから横書きに変更する様式一覧」である。

本会議については、議事日程、請願・陳情文書表、請願・陳情付託事項表、請願・陳情の付託について、のりと、議案等ということになっている。

委員会についても、記載の6項目を横書きに変更するという形になっている。

1枚めくると、1枚目の議事日程が横書きになるというもの、あと請願文書表も横書きにして、陳情文書表、請願付託事項表等も横書きにするという形になっている。

⑤、議案等については、区長部局のほうの条例案について、こういう形で議案を出す、書式を定めたという通知があるので、これをつけている。条例案件、契約案件等のひな型もあり、横書きにしていくという形になっている。

説明は以上。

富本理事 これは基本的に決定されている事項なので、このように変わるということなので、ごらんいただきたい。大分雰囲気は変わる。第3回定例会から、これはもう決まっているが、このような形になるので、よろしくご理解いただきたい。

小松理事 資料4のめくって2枚目、3枚目だが、「平成二十二年度」とか「補正（第一号）」とかいう数字は、変わらないのか。

議会事務局次長 申し訳ない。変わる。アラビア数字を使うというのを原則にしている。

小松理事 では、「地方自治法第百八十条」、こういうのも。

議会事務局次長 条文も変わる。固有名詞的に使っているものは漢数字を使うものがある。例えば阿佐谷南一丁目とかは、そういう形での表記になっているので、それはそのまま残ると思うが、固有名詞的に使っているもの以外は、基本的にはアラビア数字に改めるという考え方。

富本理事 では、そういうことで、よろしく手違いのないようにお願いします。

《議会運営に関する新たなルール（案）について》

富本理事 それでは、議会運営に関する新たなルール（案）について。これまでの意見を踏まえて、事務局で修正案、これまでの議論を通じた中で、新たなルール（案）その2をまとめていただいた。

まず、その説明を事務局からお願いします。

議会事務局次長 お手元に資料3ということで、これは25日付になっているが、おととお配りしている。

今までの議論を踏まえて修正した点を少し説明する。

まず1の会期等に関することだが、ここで文言を少し修正した。「少数会派」とあったものを「非交渉会派」という形に文言を直している。

あと、意見がある場合は「申し出により」というのを加えた。意見だけではなくて「質疑、意見の開陳を行う」と。「行う」だったのだが、「行うことができる」というような表現に変えた。

2の特別委員会委員長報告は、ここも、「本会議における特別委員会委員長報告」ということで表記していたが、「本会議初日における特別委員会活動経過報告については」という形で文言を整理している。後段のほうで、「席上配布」という案で示したが、これを「事前配布（遅くとも2日前までに配布）」ということに修正して、傍聴の方の関係の規定も「また、傍聴席でも、議案と同様に閲覧できるようにする。」という表記に変えている。

一般質問質問時間についても、いろいろご意見をいただいたので整理をして、「一般質問の質問時間については、今まで同様再質問を含め概ね30分とし、これまでの紳士協定的な申し合わせを議会運営委員会で改めて確認する。」時計の設置については、いろいろご意見があったので、「将来的な検討事項とする」という括弧書きでまとめた。

4番の議員提出議案の委員会付託については、継続審査の話が括弧書きの中にあったが、それを削ったということ。

5番の議案審査については、所属議員の人数の話があったので、「議案が付託された委員会に会派所属議員がいない場合（会派所属議員が4名以下の会派に限る。）」ということで、5名以上いるところは、今の段階では基本的にすべての委員会に参加ができる人数配置だということで、そのような規定を設けた。

6番は特に変更を加えてない。

7番の請願・陳情審査についても、4名以下の会派に限るという規定を加えた。

変更点は以上。

富本理事 これは、皆さんにはいつ配ったのか。

議会事務局次長 23日。

富本理事 それと、この間新城議員には、個人ということで意見も述べたが、それを受けた上で、きょうの日付で、けしば議員と新城議員から再度意見が提出をされているので、こちらのほうはごらんいただき、いろいろなお考えがあるので、またこれは1つの参考にしていただきたい。

それで、一応事務局のほうで皆さんの案をまとめていただいたが、まず、言っている趣旨が違うとか、たたき台のその2のほうの内容等について、反対、賛成ではなくて、いろいろな議論を集約した中で、まとめ方の問題について、ご指摘をいただければと思うが、いかがか。

小松理事 ここに出た意見を、ほとんど取り入れていただいていると思う。しかし、これをルールとして決めるというのであれば、最初に出されたルール（案）に対するこのような修正だというような、そういう書き方をする必要はないと思う。

何が言いたいかという、例えば一般質問時間のところで、「一般質問の質問時間については、今まで同様再質問を含め概ね30分とし、これまでの紳士協定的な申し合わせ」云々、「時計の設置については」というような、この下の2行は要らないと思う。それが1点。

それから4番に関しては、「委員会主義を徹底し」というのが初めにあるが、けしば議員が言っている委員会のところをまだ読んでないのでどういうことなのかかわからないが、この委員会主義ということについては、ここで必ずしも同じことを言っていないとか、何が委員会主義かということの議論がそれほどされていると思わないので、これはなくてもいいのではないかと思う。「議員提出議案は原則として委員会に付託し」で十分ではないか。

それから、議案審査、請願・陳情審査のところで、会派所属議員が4名以下の会派に限るということを加えることに関しては、これは要らないと思っている。

それから、一番下で、委員会における委員外議員の質疑のところだが、当該委員と重複する質問は避けて行い（重複した場合は、委員長が注意）」みたいなことは、ここで決めるルールの中にここまで細かいことを書くのかというふうにちょっと違和感がある。というようなことは次のページにもあるが、同様に。

富本理事 あれば発言を。

小松理事 では、裏のページで、7番の請願・陳情審査で、やはり「会派所属議員が4名以下の会派に限る」こここのところの削除。それから次の項目で、2行目のところ「当該委員と重複する質問は避けて行い（重複した場合は、委員長が注意）」のところの削除。

それから、提案者への補足説明への質疑は認めるべきだということを前回申したが、前回のご指摘は理解する。

ただ、これ、23日の夕方メールでいただき、きのう1日視察なので、奥山議員とほとんど話もできない状態で……

富本理事 別にきょうすぐに決めるということではないので、そこはご理解いただきたい。

小松理事 以上は個人的なということで。

山田理事 25日までに各会派の意見をまとめてほしいということだったので、一応まとめてきたが、全体としてかなり前進的な面があるのでおおむね賛成できるということだが、本会議を形骸化しないようにくれぐれも注意が必要だということで、ただそのことにつ

いては、この間、この場での議論で、そういう意図はないということもはっきりしている
るので、前向きにとらえていきたいと考えている。

ちょっと細かいが、いろいろとあり、特別委員会の委員長報告について、「遅くとも
2日前までに配布」ということだが、できればもっと早いほうがいい。1週間前程度で
はどうかという話が出ていて、だめなら5日、最悪でも3日という意見が出ている。

傍聴者の資料の閲覧についてだが、今までそういう例が、委員長の話ではなかったと
いうことだが、かりに大勢の傍聴者が詰めかけた場合に、閲覧だけでは対応できないの
ではないか。そういう場合は資料を配付するべきであって、資料を配付するときに有料
になってしまうということをこの間言われていたと思うが、本来口頭であれば無料でお
金もかからないことでもあるので、希望者がいる場合は無料で資料を配付すべきではな
いかという話が出ている。

3番目、一般質問の時間については、小松理事と同じだが、時計の設置については取
るべきではないかということ。今の時点では外して差し支えないのではと。これも再三
言っているが、質問時間については本来制限を設けることではないと我が会派では考え
ている。時間については各議員の自覚の問題で、この間副議長も言われていたが、大体
30分ぐらいが人間の集中力がもつ一番効率的な時間だというのはうちも賛成の面があり、
そういう点では30分という取り決め自体は妥当ではないか。ただ、そういうことについ
て制限を設けるべきではない。だから紳士協定的な申し合わせでいいのではないかと
いうのが共通している。

4番については、「議員提出議案についても原則として委員会に付託し」という「原
則」を「できる限り」とか「努力する」程度に変更すべきではないかという意見。

富本理事 それはどういうことか。

山田理事 縛りを余りかけないほうがいいと。原則などではなくて、「努力する」程度に
変更してほしいということ。原則としてということの「原則」ということ。

あと、「やむを得ず最終日となったときは、委員会付託後本会議を暫時休憩とし」と
いうものについては、そもそもこれ自体を全文取ってもいいのではないか。委員会付託
をしない場合もあるのではないか。必ず委員会付託するというのではなく、幅を持た
せていたほうがよいという意見があった。

5番、議案審査については、先ほどの小松理事の意見もあるが、基本的に委員会に偏
りができてしまうというのは余りよくないことだとうちの会派も考えており、ただそれ
をこうやって縛るというよりは、それぞれの議員の自覚で、紳士協定的にそういうこと
がないようにという取り決めをするのが本来の筋ではないか。悪い意味で言うと、3人

でも2人でも悪用しようと思えば、例えば2人送り込んでしまうとかいう可能性も考えられる。そういうことがないように、こういう場でも議員同士で確認し合うということが大前提ではないかという話がある。

7番も同じ。

請願・陳情審査の「ただし、補足説明者への質疑は認めない。」という点に関しても、全文を取ってしまったほうがいい。請願は当該委員の方は紹介者にならないということで、ただ同じ会派で紹介者になっている場合も多々あるわけで、このような形であえて差別化を図る必要はないのではないかという意見が出た。「ただし、補足説明者への」から下を丸々取ってしまうということ。

富本理事 質疑を認めるということか。

山田理事 そういうことである。区民の請願権を保障するという立場であれば、委員外議員による補足説明者への質疑も認めるのが筋ではないかということ。

長くなったが、以上。

富本理事 結果的には議論の中身の話に入ったが、今の意見も踏まえて、他の会派の方でも意見はあるか。いかがか。

小川理事 まず、うちの会派へ持ち帰ってまた議論した中で、理事会のさまざまな意見を通じてさまざまな意見がまた出てきた。

ある意見としては、例えば1、2、3をおおむね理事会で合意が得られなければ、4、5、6、7、8、9ということは意味がないのではないかと。いいものしかとらないでほかのものは省くというのは、公平的な観点からよくないという意見が多く出た。まず1、2、3を基本的な合意をして、4、5、6、7、8、9に進むべきだという意見と、とりあえず1から9を試行的にやってみて、何か不都合があれば変えていってもいいのではないか。細かいことを一々言っていたら、ほかの会派もたくさん細かいことがあるから、それは、民主主義なので、ある程度の合意形成で、民主主義にのっとなって大勢がよければいいのではないかということ。1点、今けしば議員と新城議員の意見を見たが、これは誤解がある文章があって、私はこれは訂正しておかなければいけないと思う。裏面の下から9行目だが、「議会改革特別委員会設置の経過から、設置に反対した会派が、今回は当委員会に所属しないことは、当然の筋の通し方です。」という文言があるが、多分これはネみだと思うが、ネみは議会改革特別委員会を設けることに賛成と言っていたので、この辺が勘違いがあるのではないかということを指摘する。

富本理事 確かにこれは、けしば議員、発言できなくて申しわけないが、ネみのことを言っていれば、ネみは賛成をされている。無所属区民派は反対をされたのかもしれないが、

そこはちょっとご理解いただきたい。

今そのような考えとして、民主・社民クラブの中では、1つは、1、2、3のルールを基本的に合意しないと、ほかのことを合意してもちょっとそれは違うのではないかというご意見があるということ。また、とりあえずいろいろとやってみないとわからないこともあるということで、そういう試行的な部分でやったらどうかという意見であった。

あとの会派で、まだ議論が集約できてない会派もあると思うが、ほかに何かあるか。

では、一応時間の許す限り1番から改めて見ていくが、1に関しては、意見等々はどうか。今までは質疑はできなかった。意見のみであったが、これはそんなに抵抗はないということか。

小川理事 先ほど私が言った1、2、3というのは、あくまでも議会運営に関するルール、23日以前の団会議の話なので、いわゆるルールその1のことを言ったということをつけ加えておく。文言が変わっている。だから、23日以前の団会議なので、このルール(案)その2にのっつてはまだ話し合いはしてないので、あくまでも以前配られた…

富本理事 7月15日に配られた議長から最初に提案があった文書ということか。

小川理事 多分それである。

富本理事 それに基づいた議論だということか。

小川理事 はい。

富本理事 一応、先ほども申したが、まだ会派で話し合い切れてないところもあるので、きょう正式な決定ではないが、31日は議運があり、3定の話も出てくるので、30日の理事会までには基本的に合意できることは、いろいろ理事会もやってきたので、進めていきたいということもある。そういう意味でやってきたという経緯もあるので、そこはご了解の上で、きょうの議論は進めていただきたい。

1について、今のところ修正案その2に関して意見は特にないということによいか。

きょうは意見のある、なしを確認していく。

それから2については、先ほど共産党からは、もう少し早くしてほしいということがあったが。

小川理事 このルールのとくに、何か括弧に書いてなかったか。会期等に関することとか、これ以外に。例えば意見開陳を行った場合、本会議は極力重複したものに関しては発言しないとか、そういう文言を括弧で書いた文章がなかったか。

島田理事 それは多分、全体に対する意見として各会派からまとめたもののその1番。

富本理事 各会派からの意見。

小川理事 それも含めて議論したということ。

富本理事 さっき島田理事が言ったのは、全体に対する意見、資料2で配られたもの。これは1があるので、番号がずれている。

では、会期等に関することについては、とりあえず今のところは特段の意見はないということ。

それから2番に関しては、委員長報告をなるべく早く事前配付してほしいということである。事務局に伺うが、2日ということ、手間の問題もあると思うが、今のお話を聞いていかがか。ただ、今まで一度もそういう質疑がなかったこともある。

議会事務局長 この間の理事会での議論を踏まえて、事務局で話をしたが、基本的には要望があった告示日、1週間前に出すことは可能。ただ3定からという形だと、3定は告示日は31日なので、それは無理である。3定の部分については勘弁をしていただき、なるべく早目にお渡しはしたいと思っている。最悪の場合、ここに記載しているとおりがりぎり2日ぐらい前までには必ずお配りをする。4定以降については、基本、告示日にお配りをするとう事務局のほうでは考えている。

議長 単純な疑問だが、告示日以降初日の間までに特別委員会が調査活動したものについてはどうなるのか。

議会事務局長 基本的には告示日以降、委員会は開かない。よほど緊急なものがあれば別だが、それ以外のものについては、告示日以降は基本的には委員会を開かないというのがこれまでの……

議長 緊急的なものに対するの取り扱いはどうするのか。

議会事務局長 その場合については、でき上がった時点で直ちにお配りをするという形になる。それはもう皆様方ご了解いただけると思うが。

富本理事 例えば前の日だと、その部分だけは議場で説明してもらうとか、それはそのときそのとき臨機応変に対応するしかない。基本的にはそういう形。事務局としては、3定はご勘弁願いたいとしても、4定からは告示日を基本として考えているということ。

議会事務局長 議案と一緒に配りする。

富本理事 ということで、ただ活動経過報告だから、それに対して云々というのは余りないと思う。議案審査の報告ではないから。

島田理事 今まで初日当日、口頭でやっていて、それが文書にすることによってなぜ1週間も早く必要なのか、その辺が理解できない。

山田理事 事前に読み込んで、それに対する問題がなければオーケーというものであって、5日前とかでも大丈夫といったら大丈夫だが、なるべく早くほしいと。

島田理事 今までの特別委員会委員長報告は、文書も一切なくて当日そこで発表されて、

これまで何の質疑もなかった。特に問題があったとも思えない。その中身に関してなぜ1週間も前に必要なのか、その必要性がわからないと言っている。

山田理事 会派全体で出ている意見なので、僕自身は幹事長ではないので、ここでは判断できない面もあるが、会派全体として、2日前では短過ぎる、1週間前程度に欲しいという意見が出ているので、そのとおりに伝える。

富本理事 ただ、今までは初日だったので、2日でも前進はしているということがある。今、島田理事が言ったことは私も一理あると思うので、そこはご理解を得た上で、なぜ早くということは、もう一度そこは会派の中でもよく説明してほしい。何でも早くもらいたいというのは心理としてはわかるが、確かに今までは何も求めてこなかったこともあるし、その辺はご理解いただきたい。

小松理事 これまで、活動経過報告に対して質問はなかったかもしれないが、文書で出すことによって、その機会が奪われるということは避けたほうがいいと思うので、このようにしていただくことは歓迎する。この「(遅くとも2日前までに)」というところは、ルールとしては削除しておいて、事務局には極力努力をしていただくことにすればいいと思う。

富本理事 そういう柔軟なご意見も出ている。きょう決めるわけではないので、一応そういう案もある。事前配付を基本としてというような形でどうかということ。早くくれと言う人もいれば、その必要性がよくわからないという方もいる。ただ報告なので、基本的にそれに対して、よほど特別委員長がバランスの悪い報告をしない限りは、別に制限をすとかそういうことではないが、基本的にはない。だから、今までなかった。島田理事も言ったように、今まで特段問題もなかったという認識で皆さんやられていたのではないのかということを変更して確認しておく。

傍聴席に関しては、委員長報告だけではなくて、ほかの議案そのものをどういうふうにかこれから扱っていくのかということ、また、これは別の機会に議論をしていかなければいけないと思う。

それから、議案とか報告を置いてあるものを、別にメモっても構わないのか。

議会事務局次長 それは一向に構わない。

富本理事 それはある意味、口で言っているよりは丁寧で、紙が置いてあったものをメモがとれるというのは、事実をきちっと書けるので、そこは今までよりも前進しているのではないかと私は個人的には判断する。ただ、コピー代を無料にしたらどうかみたいなお話もあったので、それは意見としてあったということで皆さんご理解いただきたい。また協議は30日行う。

それから一般質問については、2行目以下は要らないということがあったが、これは議長が前にも申し上たとおり、2行目というのは、結局今までも紳士協定でやってきたわけで、これを一応議会の正式な機関である議会運営委員会で改めて確認をしていくということが大事ということを行ったので、そこは理解していただきたい。別に時間の枠をはめようということではなくて、そこで確認をしていくということが大事。逆に、守られないことが多発した場合に、それはどこで決めたあれもないというふうに言われかねない。そういうことがあってほしくないが、そんなのどこで決めたのかと言われたときに、何の正式な機関でも決めていないということになると、それはいかがなものかということで、改めてそこは入れたというぐらいの認識で理解いただきたい。議長もそれをもってどうこうしようということではない。改めて確認をしたということ。

それから、時計については非常に消極的な意見が多いので、議長どう思うか、一応の目安というか、きのうもいろいろ議場を拝見したが、どうなのか。

議長 何か非常に抵抗があるようだが、これまでも再三申し上げているとおり、おおむね30分とするということを前提にしたときには、やはり質問者がそれぞれの自覚を持って時間を見計らっていただきたい。また、議長としての立場から見たときに、時間を相当数オーバーしているということになれば、それ相当の指摘をしなければいけない。そのための目安として、一定程度の、私から見て、また質問者から見て、今時間がどのくらい経過をしているのかということをも促すためというか理解してもらうために、演台もしくは議長の席、事務局長の席でも構わないが、そこにカウントダウンの時計を置いて議事運営をさせていただきたい、こういう思いで述べている。その辺がまだ誤解があるのかどうか、それに対しても抵抗があるのかどうか、ぜひまた協議していただきたい。

富本理事 きのうの柏かどこかでは、1時間たったら答弁が打ち切りになるということを書いていたが、そういうことではなく、皆さんも質問していて、ある程度それを見て判断できる材料程度のものだという事なので、そこは誤解なきよう、もう一度よろしくご理解いただきたい。

それから4番については、「委員会主義を徹底し」というところを外したらどうだという意見があって、「議員提出議案については」ということから始まればいいということか、小松理事が言うことは。

それから共産党は「原則として」というのを外して、これはどういう意味なのか。

「原則として」を外してということになると、逆に付託を政治的利用ということが考えられるのではないか。

山田理事 そういうことは考えていないが、原則という形で余り縛るようなことではない

のではというようなこと。後ろの「やむを得ず最終日となったときは」というところに絡むが、いろいろな意味で幅を持たせておいたほうがよいのではないか。ルール自体をいろいろ事細かに決めてしまうのではなくて、その場の対応ということもあり得るので、こういう形で縛るべきではないという意見である。

島田理事 それは逆である。「原則として」が入っているから柔軟に対応できるのであって、削除し、議員提出議案については委員会に付託し、となっていたら、にっちもさっちもいかない。「原則として」があるから柔軟に対応できる。日本語の読み方である。

山田理事 原則というものにこだわっているというよりは、言い方をかえれば、「なるべく」とか、そういう形でも日本語としてはよいのでは。

富本理事 だから、「なるべく」とかいうことになると、妙な幅を持たせることにもなる。変な意味で、逆の意味で幅を持たせているということにもなるので、余り懐疑的にとらえないで、今、島田理事が言ったようなとらえ方で私もいいと思うが。

島田理事 恣意的な運用ができない表現のほうがいい。「なるべく」なんていうよりも。

山田理事 それはそうである。だから、その点に対してはまだちゃんと……

富本理事 「やむを得ず最終日」だから、基本的には中日までに出して、きちっと定例会中の委員会で審議をしようということが底流にある。そのように私どもの会派は判断していて、だから、最終日に出すのはなるべく避けてやるべきだということを原則としながらも、なった場合はこういう形で対応せざるを得ないのでということが基本的な底流という解釈を私どもはしている。そういう解釈で皆さんもやってきたと思うが、その辺はいかがか。小松理事も、そういうことは以前から言っていたのではなかったのか。前の議会のときも、たしか中日で委員会付託云々という話をされていたと記憶しているが。縛るということではなくて、原則を決めているぐらい。ルールと書いているとすぐ取り締まりみたいな、それは政党の長年の歴史からいって仕方がない部分もあるのかもしれないが、その辺はそういう原則ぐらいで、取り決めぐらいのイメージで考えていただきたい。

小川理事 4番に関して、委員会付託で、今までは、議員全員にかかわるものについては、慣例か何かで委員会付託をしてないという解釈だったが、今後、例えばこれが合意できれば、そういった議員全員にかかわる問題についても、原則2日前までに提出をして委員会で議案審査をするということによろしいか。

富本理事 そういうことである。

5番に関しては、先ほどの括弧のところは1つポイントで、4名以下の会派に限るということで、これが先ほどからずっと話が出ている。議会の中での一定の常識といった

ら言葉が大変失礼だが、そういうものに関するとらえ方の違いがあつて、5名以上の会派であれば基本的には各委員会に1人ずつ入るのが普通だろうというのがあつた。いろいろな事情でそういうところの会派がいなかったという部分があるし、これに対しては共産党も、それを恣意的に利用するのも、というようなこともあつたので、これに関しては取ったほうがいいのではないかという意見と、このままのほうがよいのではないかという意見があるのは、この間の経過からいって当然だと思う。これに関しては、そこはよく理解をしていただければと思う。別に縛るということではなくて、普通はそうみたいなのをどうとらえられるか。その辺はどうなのか、現実。

小松理事 普通はそうなのかもしれないと思う、それは会派によっていろいろな考え、その判断——うちは、議会改革特別委員会はほかの会派からも希望が多いということは事前に情報として入っていたので、それだったら、うちがほかへ行けばここの枠を少数会派が入るということもあり得るといふことで外したといふか。また、一応出てきたところで空きがあるようなら動くことも当然考えていたし、括弧書きでこれを入れるといふのはどうなのかといふふうに思う。わざわざこれを入れることはないと思うが。

島田理事 この4人以下といふのは、委員会所属が決まった後で、こちらの文言が後出しになっているという状況なので、本来はこうあるべきだとは思ふが、仮にこれが皆さん合意できて、運用する上で、特にことしのネミについては、議会改革特別委員会で陳情なり議案なりが出たときには、従来と同じ、意見だけは言えるといふふうにしたらどうか。次の改選といふか、委員会の入れかえまでそれを運用して、その次の新しい委員会の構成メンバーになったときにはこれを適用するみたいなの、一応これをベースにして、ことしは、後出しになっているので、例外的にその部分だけは従来どおりの条件にするといふ考え方もあると思う。

山田理事 うちの会派としても、括弧内は取ってしまったほうがいいといふ意見ではある。ただ取ったとして、これを悪用するようなことがないように、議員としての自覚を持ってもらうといふ、いわば3番の一般質問の30分といふのを紳士協定にしているような形で、これについても紳士協定みたいなの取り決めになればよいのではないかといふ意見。あえて「会派所属議員が4名以下の会派に限る。」といふ一文は必要ないといふのがうちの会派の意見。

島田理事 人数を書くと適用できなくなる。委員会数が減ったり、特に特別委員会なんかは減る可能性もあるわけで、だから、「委員会数に満たない」とか、人数を入れるのではなくて、そういうふうにしたほうがいいかもしれない。

富本理事 これは終わってしまったことなので、私も別に、これをもって今の委員会の中

でどうこうということをして私の会派、個人の意見としては思わないが、非交渉会派のほうへ気を使われたというのは、ある意味の政治利用である。要するに、ずっとこのテーマで議論になっている議会の良識とか常識とは何だろうといったときに、私も正直、あのときに、ネミがなぜ議会改革の委員会にどなたも出さないのか不思議であった。そういう経緯があって、少数にお気を使われたというのは今初めて知ったが、普通は、5人いれば、5つの委員会があれば1個ずつ入るのになぜなのだろうと。設置には理解をされていたのになぜ入らなかったのかというのは正直疑問。ただそれはほかの会派のことなので、入ったほうがいいと言うのも変といえば変なので、というのが正直なところであった。私が自由民主党系の会派にいる中では、私どもは常識としてそれはそういうふうになっている。うちの会派であれば、11人いれば11人をある程度バランスよく3人から2人を考えて会派の所属人数は割り当てるとというのが、ある意味常識として判断していた。

それを押しつけるという意味ではなくて、そういうことも含めて、みんなが考える議会の良識とか常識とか何かということがある意味問われているということが、この議論をする根底にずっと考えていく問題であって、きのうの視察もあつたが、それぞれがそれぞれの立場で選ばれて、いろいろ主義主張はあるとしても、限られた議会の審議の時間をみんながどういう形で共有していくか、議員1人1人もあるけれども、議会としてどう考えていくのかということ、皆さんがそれぞれの立場に立った上で、相手の立場も見ながら、大人の集団として、選良の集団としてどうとらえていくんだということを議論することが大前提に置かれているということである。基本的にはルールというのはそんなにきめ細かく、右へ行ったらいかん、左へ行ったらいかんというものではないが、とはいっても、みんなの合意を壊すような行動を、みんなの思いを逆なでするような行動をとったりと継続したりみたいなことの議論になると悲しい結末が待っているというようなことで、だから、小川理事が言った試行的なという意味はそういう意味もあるということで、その辺は、議員のそれぞれ主義主張は違っても、信頼関係をどう構築していくかということが問われているテーマだということで、議長もそういう思いで提案をされていると私は思うが、改めていかがか。

議長 今、富本座長が言ったとおり。私の心情はほとんど言っていた。これを私が提案する前提として、議長の所信表明の中でも、議会とは何ぞや、たがための、何のための議会なのかということ、皆さんにそれぞれ深くまた考えてもらえるような議会にしていきたい。パフォーマンスや批判合戦に終始するような議会であってはいけないんだ。今こういう時期だからこそ、しっかり考えてほしいということを述べて、スタートしている。

そうした中であって、委員会での質疑を深めていくことがまず大事だろうということもあって、こうした提案も中には入れながら、今回提案させていただいている。

これから理事会の中で皆さん方でお話をして、ある程度協議していただきながら、そして議運で正式に決定するという手順になっていくと思うが、今小川理事から提案があったとおり、これを一たん決めていただくことが私としては望ましいが、きのうの流山市議会の説明をされた議員もそうだし、先進的に議会改革に取り組んでいる議会もすべて恐らくそうだと思うが、とりあえず1回やってみよう、そういう姿勢に立ってさまざまな議会改革が行われているんだと私は思っている。とりあえずやってみて、そこでダメだったら、また変更があるのであれば、そのときに知恵を出しながらやっということで議会改革というものは進んでいくべきだと思っているし、1回こうやって決めれば、未来永劫このルールのもとでやっていかなければいけないとは私は思ってもいないし、そうした意味において、これは1つ私からも提案させていただきたいことだが、とりあえず3定、4定、ことしいっぱいこのルールのもとでやっていく中で、年が明けて第1回定例会の中で、これまで試行的にやってきたものが、ではどうだったのかという検証をさらにしていただき、またこのルールがさらにブラッシュアップされていくという手順をしっかりと、これまでの議論を聞いていく中では、踏んでいく必要があるんだと私は思っている、そうした柔軟な考え方に立って、とりあえずみんなで作っということをぜひ、懐疑的にとらえるのではなくて、そうした前向きな姿勢で少しやっといういただいたらいいと、私からもご提案させていただきたい。それぞれの会派にまた持ち帰って、私のこの心情も含めてお話をいただければと、このように思っている、よろしくお願したい。

富本理事 きょう視察でも、議会と執行機関の役割とか立場のこともあったが、議会という一機関としてというようにとらえ方もあった。そういうような形で、ある意味、信頼関係に基づいた中で、余り多数の横暴対少数の専横みたいな言い合いばかりしていても世の中何の発展もないので、そういう部分では、新しくやってみて、いい悪いみたいな話をお互いが積み上げながらやっていく形をとっていければどうかというご提案であったので、そういうお試的なこともやってみてはどうだということ、余り懐疑的にとらえないでやっといういただければということ。それから、新しいルールになれば、それぞれの議員には、それをどう使うかということも問われていると思う部分もある。

残りのテーマとしては、6番は委員会での議案審査ということで、これについては今のところ特段意見はなかった。

7番については、人数の話が出た部分。

それから補足説明について、この間の案の中で話が出たのは、要は質疑は認めず委員長一括質疑というのを、補足説明者にも質問をしてもいいのではないかという、ここが分かれているところである。

8番については、特になかった。

9番についても特になしであった。

一応そういうことで話は充分収れんはしてきた。また、けしば議員、新城議員からも再度の意見も出てきている。それから小川理事の提案もあったし、また議長のほうから改めて、ことしいっぱいぐらい、3定、4定ではとりあえずやってみて、みんなでそれを再度検証してみるというような形で一步前進させてはいかがかという提案もあった。

今さまざまな提案、また意見もあった中で、次回30日ぐらいで、ある程度の方針は定められるものは定めていきたい。きょうは一応、大分議論が深まってきたものを持ち帰りいただいて、そういう形でまた、30日にはある程度会派の意見を集約したものを持ち寄っていただき、一定の方向性を見つけていきたいので、よろしく願いするが、改めて何か意見等あるか。――

では、議長からその他の提案がある。

議長 何分かお時間をいただき、私のほうから、議運理事会のこういう場でしかご提案する機会がないので、改めてお話しさせていただくが、これまでの議会がやってきた活動を振り返ってくると、では、これからの議会として今までやってきたことがどうなのかということをおさらいしていくと、例えば積み残してきたものとしては、救命救急講習をたしか2年前に議会として取り組んで行った。今回また新人も入ってきたし、更新自体が3年、そういうこともあるが、では今年度どうするのか、救命救急講習を新たに新人向けにやるべきなのなかどうかということも、少し会派の中でご議論いただきたい、このように思っている。

富本理事 私が議長のときに話して、4年間だから、みんな忘れるし、2年に1回ずつやってもどうかという意見もある。

議長 消防団に入っている議員は消防団でそういう講習は受けられるが、そうでない議員についてはこういう機会が特にいいたろうということで、始めていることでもあるので、そういうライセンスを取りたいという方の要望にこたえるためにも、ぜひ前向きに検討してみたい。自由参加でこれはやっている。たしか1回の講習は3時間ぐらいで、お金も教材費1,400円だった。そのことも含めてやるべきだという声が多ければ、また考えていきたい。

もう1つとしては、これは議会というよりは、議員の有志としてやったことだが、

校外施設の見学も、たしかあれは3年ぐらい前であった。新人研修で校外施設の見学がもうなくなって3期たっているわけで、今回新人の議員なんかもおのおのが校外施設を見学されているかもしれないが、弓ヶ浜の問題だったりとか、秋川荘が今回事業仕分けでどうだったかということの結果を踏まえれば、これは議運でというよりは議長が主催してという形になるのか、もしくはまた有志という形になるのかどうか分からないが、校外施設の見学ということも視野に入れて、前回はたしか冬、4定の後にやったと思うが、そうした機会をとらまえていかかという提案を2つさせていただくので、ぜひお持ち帰りいただき検討のほど、よろしくお願ひしたい。

富本理事 私ども4期生までは区の施設だったので、区のほうの新人研修のときに各校外施設には2回に分けて行ったが、それ以降は民営化施設になったのでそういう機会がなくなって、前回、有志議員で全員の議員にも声をかけて、もちろん参加希望者だけで行った。だから、これを議会としてどうとらえていくのか。もう個人で全部やればいいという考えもあるだろうし、いやいやという形もあるので、議論をしていただきたいというのが議長の趣旨。

議長 あと、富士学園なんかは、冬季はたしか休業している。だから、おのおのの議員がそれぞれそのタイミングで行こうということになると、受け入れのほうとしてどうなのか。前回有志で行ったときは臨時であけていただいて見学をした。議会として、ある意味オフィシャルで行ったということもよかったと思っているので、ぜひそういうことも含めて検討いただきたい。

富本理事 ほかにそういうご提案があれば、また、いろいろなことで気づいたことがあれば、先ほど議長もとりあえずトライアルしてという話なので、また理事会の席でもお話をいただき、議会力としていろいろ前進させていければという議長の思いなので、皆さんよろしくご理解をお願いしたい。

では、その件もあわせて会派でご議論いただきたい。

では、非交渉会派にもそういう問いかけが議長からあったということはお伝えいただきたい。

井口理事 これはいつまでに。

富本理事 特に急ぎではないが、また3定中に理事会も開けると思うので、よろしくお願ひする。

議会事務局次長 ちょっと訂正をさせていただきたい。

先ほど左横書きのお話の中で、法令の条文はアラビア数字というお話を私のほうから差し上げたが、国の法令等の原文が漢字の場合は漢数字を使うという取り扱いになって

いる。例えば「地方自治法第百八十条」といったときは漢数字で表記されているので、横書きになっても漢数字を使うということをご理解いただきたい。

富本理事 では、次回は30日の9時。この日は10時から議会改革特別委員会があるので、時間的には限られている。そのことも踏まえながら、よろしく議論をいただきたい。

では、これで閉会をする。

(午前10時26分 閉会)

